

第459回島根県議会（平成29年6月定例会）議事録

○高橋雅彦議員 8番自民党議連高橋雅彦でございます。通告により、一般質問をさせていただきます。

<中略>

次に、農業委員会の制度変更と農地中間管理事業についてお伺いいたします。

昭和26年に制定の農業委員会等に関する法律が改正され、昨年4月から新しい法律が施行されました。法改正の趣旨は、農業委員会の主たる使命である農地利用の最適化（担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進）をよりよく果たせるためとされています。農業協同組合法等の一部改正と連動する形で改正されたものですから、その裏には政治的意図も感じられますが、いずれにしても、農地荒廃防止とともに農業振興に大いに役立てば幸いです。県下市町村においても、新しい法律のもとで農業委員会の構成がなされますので、制度改正のポイントや課題について質問をいたします。

今まで農業委員会は、農地等の権限や市町村や農業関係機関への農業及び農民に関する事項についての建議や答申がなされてきました。今回の改正でどのような点が変わったのか、お伺いをさせていただきます。

次に、農地等の利用の最適化の推進についてであります。

従来は、担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止や解消は任意事務とされてきました。今回の改正で、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の推進等、農地等の利用の最適化を目指すことが必須事務として明確化されました。この事務を推進するため、農業委員会は農業委員と推進委員の2つの組織が形成されることになりました。

島根県においては、農業振興の立場から、集落営農の促進、法人化や、そのための農地の集約などを提唱し、市町村や農業関係組織と連携し進められてきました。その事務を農業委員会に明確に定められた点では、主役になったと受け取っているところでございます。したがって、従来以上に、県、市町村や農業関係者、特に農地中間管理機構の業務を担当する公益財団法人しまね農業振興公社との連携が必要と考えますので、最適化の推進についてお伺いをさせていただきます。

今回の法改正により、都道府県農業会議や全国農業会議所を農業委員会ネットワーク機構へ移行されることになりました。こうした流れの中で、県や市町村での関係機関の業務のあり方がどう変わったのか、お伺いをさせていただきます。

従来の農業委員は両方の機能を担当されていましたが、2つに分かれた理由とそれぞれの役目についてお伺いをさせていただきます。

農業委員については、公選から市町村長の任命に変わり、原則として認定農業者である個人または認定農業者である法人の役員、使用人が農業委員の過半数を占めなければならないと定められています。また、推進委員は農業委員会が委嘱することになり、普及指導員経験者や農業経営を譲った農業者などが望ましいとされています。認定農業者制度は、各種助成制度や資金調達などメリットは大きいですが、反面、地域の農業リーダーとしての役目も大きく、みずからの農業経営にも支障があるとして認定を返上する方もいます。また、推進委員についても、担い手不足の中で望ましい人材が確保できるのか心配をしています。どのようにお考えか、お伺いをさせていただきます。

農業コストの削減や農地の荒廃を防ぐため、農地の貸し借りを調整する農地中間管理事業が推進されています。その目的を達成するため、市町村としまね農業公社が中心となり普及促進が行われています。今回、農業委員会にもその使命を義務化されており、より一層の課題の共有化が必要となってきていますので、この事業についてお伺いをさせていただきます。

中間管理事業が開始され、3年が経過しました。本県の集積率と高い地域についてお伺いをさせていただきます。

また、中国5県の中で島根県の状況をお伺いをさせていただきます。

農地中間管理事業につきましては、貸し手に厚い制度となっています。島根県は中山間地が多く、高齢化が進む中で、制度発足時から貸し手よりも借り手に厚くすることが政策的に必要とされてきましたが、その声が貸し手、借り手を問わず大きくなってきています。この動きへの県の見解を伺うとともに、国の状況についてお伺いをします。

しまね農業振興公社においては地区担当制の農地集積推進員が設置されており、農業委員会、特に推進委員との有機的な連携が極めて大切と考えますが、どのような連携を進められるのかお伺いをさせていただきます。

今回の農業委員会制度は、農地等利用最適化推進のかなめとして位置づけられ、必要がある場合には現場からの声として地域の農業、農村問題をPDCAによる関係行政機関等に改善意見を提出しなければならないとなっています。現場の生の声を農政に生かす新しい農業委員会制度に対する評価と期待について、知事にお伺いをさせていただきます。

全国的に6月が農業委員会の任期満了が多いということで、約1,700の6割、1,020余りが全国で新しく農業委員会の構成をされます。本県では11の農業委員会が新体制に移行し、多くの農地利用最適化推進委員が一斉に発令されることになっています。今回の改正は、法律が始まって以来の農業委員会の大改革であり、机上で農地転用の是非等の議論を中心に運営されていたものが、これからは新たに発令された農地利用最適化推進委員が現場の農家や農地を定期的に巡回し、遊休農地を出さないよう農家の相談に応じるなど、動く農業委員会に大きく転換することになります。農地

管理機構が置く農地集積推進員など関係者との連携のもとに、この制度が狙いどおりに活発に機能することを大いに期待を申し上げます。

○知事（溝口善兵衛） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

私への質問は、新しい農業委員会制度に対する評価と期待について聞くという御質問であります。

新しい農業委員会制度では、担い手への農地の集積や集約化、遊休農地の発生防止、解消などが農業委員会の最も重要な役割として明確化されたものだと理解をいたしております。新制度では、農業者の話し合いの推進や農地の出し手、受け手との調整を行う農地利用最適化推進委員が新設され、現場活動が積極的に行われることで、これまで以上に担い手への農地の集積、集約化が加速することを期待をしておるところであります。また、農業委員会等は、新制度を契機に現場の実態や要望を踏まえた改善意見を提案することとなっており、県といたしましてもこうした意見を農地利用の最適化に向けて活用をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。